三　十月一日（前号に掲げる期間において肉豚の標準的販売価格が肉豚の標準的生産費を上回つた場合にあつては、同号に掲げる期間の初日）から十二月三十一日まで

四　翌年の一月一日（前号に掲げる期間において肉豚の標準的販売価格が肉豚の標準的生産費を上回つた場合にあつては、同号に掲げる期間の初日）から三月三十一日まで

（交付金の額の算出に用いる割合）

第七条　法第三条第二項の農林水産省令で定める割合は、百分の九十とする。

（機構による確認）

第八条　法第三条第二項に規定する確認は、交付金の交付を受けようとする肉用牛又は肉豚の生産者に対し、当該生産者が当該肉用牛又は肉豚を第六条に規定する期間内に販売したことを証する書類を提出させることにより行うほか、必要に応じて実地調査その他の手段により行うものとする。

（標準的販売価格の算出）

第九条　肉用牛についての法第三条第四項の規定による標準的販売価格の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごと及び農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域ごとに、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数量で除して得た額に、第三号に掲げる額を合算してするものとする。

一　第六条第一項に規定する期間内に行われた肉用牛の格付枝肉（農林水産大臣が定める事項についての規格であつてあらかじめ農林水産大臣に届け出られたものにより格付された肉用牛の枝肉をいう。）の売買に係る総取引高

二　前号に規定する売買に係る取引数量

三　肉用牛の一頭当たりの生産に伴い副次的に得られる物品の販売価格に相当する額

2　肉豚についての法第三条第四項の規定による標準的販売価格の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごとに、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数量で除して得た額に、第三号に掲げる額を合算してするものとする。

一　第六条第二項に規定する期間内に行われた肉豚の格付枝肉（農林水産大臣が定める事項についての規格であつてあらかじめ農林水産大臣に届け出られたものにより格付された肉豚の枝肉をいい、品質が著しく劣るものとして格付されたものを除く。）の売買に係る総取引高

二　前号に規定する売買に係る取引数量

三　肉豚の一頭当たりの生産に伴い副次的に得られる物品の販売価格に相当する額

（標準的生産費の算出）

第十条　肉用牛についての法第三条第四項の規定による標準的生産費の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごと及び農林水産大臣が定める一又は二以上の都道府県の区域ごとに、第六条第一項に規定する期間内における肉用牛の一頭当たりの生産に要する飼料費、労務費、と畜に係る経費その他の費用の区分別の平均額に、物価その他の経済事情の変動等を勘案し合理的に必要と認められる調整をそれぞれ加えた額を合算してするものとする。

2　肉豚についての法第三条第四項の規定による標準的生産費の算出は、農林水産大臣が定める品種の区分ごとに、第六条第二項に規定する期間内における肉豚の一頭当たりの生産に要する飼料費、労務費、と畜に係る経費その他の費用の区分別の平均額に、物価その他の経済事情の変動等を勘案し合理的に必要と認められる調整をそれぞれ加えた額を合算してするものとする。

（業務方法書との関係）

第十一条　第四条から前条までに規定するもののほか、交付金の交付に関しては、機構の業務方法書で定めるところによる。

第十二条中「第十二条第一項の」を「第五条第一項の」に改め、同条第一号中「第十二条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二号中「第十六条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第三号中「第十二条第三項」を「第五条第三項」に改める。

第十三条第一項中「第十二条第二項第一号ヘ」を「第五条第二項第一号ヘ」に改め、同条第二項中「第十二条第二項第二号ニ」を「第五条第二項第二号ニ」に改め、同条第三項中「第十二条第二項第三号ニ」を「第五条第二項第三号ニ」に改める。

第十四条中「第十二条第三項」を「第五条第三項」に改め、同条第一号ニ中「第九条第二項」を「第五条第二項」に改め、同号ホ(1)中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という。）」を「暴力団員等」に改める。

第十五条中「第十二条第四項」を「第五条第四項」に改める。

第十六条第一項中「第十二条第八項」を「第五条第八項」に改め、同条第二項中「第十二条第八項」を「第五条第八項」に、「第八条」を「第四条」に改める。

第十七条中「第十六条第三項」を「第九条第三項」に改める。

第十八条第一項中「第十六条第五項」を「第九条第五項」に改める。

第十九条中「第十七条第一項第二号」を「第十条第一項第二号」に改める。

第二十条中「第十七条第一項第四号」を「第十条第一項第四号」に改める。

第二十一条中「第十七条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第一号中「第十七条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条第二号中「第十二条第二項第一号ロ」を「第五条第二項第一号ロ」に、「第十七条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第二十二条第一項中「第十九条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条第二項中「第十九条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同項第三号中「第十九条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第二十三条中「第二十三条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第二十四条中「第二十五条第二項」を「第十八条第二項」に、「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第二十五条第一項中「第二十八条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条第二項中「第二十八条第二項」を「第二十一条第二項」に、「第二十五条第三項」を「第十八条第三項」に改める。

第二十六条中「第二十五条第二項」を「第十八条第二項」に、「第二十九条」を「第二十二条」に、「第二十七条中「第二十五条第二項」を「第十八条第二項」に、「第二十九条」を「第二十二条」に、「第二十八条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十五条第三項」を「第十八条第三項」に改める。

第二十八条中「第三十一条第一号」を「第二十四条第一号」に改める。

第二十九条中「第三十一条第二号」を「第二十四条第二号」に、「第三十三条」を「第二十六条」に改める。

第三十条中「第三十一条第三号」を「第二十四条第三号」に改める。

第三十一条中「第二十条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同条第一号中「第十七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二号中「第十七条第一項第三号」を「第十条第一項第三号」に改める。

第三十二条中「第二十条第五項」を「第十六条第五項」に改める。

別表第一から別表第三の四までを削る。